

岩手県食品衛生責任者設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）第2条の公衆衛生上講ずべき措置の基準（別表第1）に規定する施設及び食品の取扱い等に係る管理運営に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(食品衛生責任者の設置)

第2条 食品衛生法施行令第35条に規定する営業を営もうとする者（食品衛生法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下「営業者」という。）は、当該営業許可を受けたときは速やかに食品衛生責任者を設置すること。

2 食品衛生責任者は、施設又は部門ごとに専任とすること。ただし、次に掲げる場合は、同一人が2以上の施設又は部門の食品衛生責任者を兼任することができる。

(1) 自動販売機による食品営業の場合

(2) その他兼任しても衛生管理上特に支障がないと保健所長が認める場合

3 営業者は、食品衛生責任者を設置（変更）したときは食品衛生責任者設置（変更）届（別紙「様式」）を、所管する保健所長に提出するものとする。

4 営業者は、施設の見やすい場所に、食品衛生責任者氏名等を掲示するよう努めること。

(食品衛生責任者の役割)

第3条 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理にあたること。

2 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法や食品衛生に関する事項に配慮し、必要に応じ、営業者に対し意見を述べるよう努めること。

(営業者の責務)

第4条 営業者は、前条第2項に基づく食品衛生責任者の意見を尊重すること。

2 営業者は、食品衛生責任者に第7条に定める実務講習会を施設の営業許可の有効期間内に1回以上受講させ、常に食品衛生に関する新しい知見を習得させるよう努めること。

(食品衛生責任者の資格)

第5条 食品衛生責任者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 食品衛生法施行令第9条第1項各号に規定する食品衛生監視員又は食品衛生法第48条第6項各号に規定する食品衛生管理者の要件に該当する者

(2) 栄養士法第1条に規定する栄養士、調理師法第2条に規定する調理師、製菓衛生師法第2条に規定する製菓衛生師、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項に規定する食鳥処理衛生管理者又は船舶料理士に関する省令第2条に規定する船舶料理士の資格を有する者

(3) 他県等の衛生関係条例に基づく資格を有し、食品衛生責任者の資格要件に該当していると知事が認めた者

(4) 第6条第1項に規定する食品衛生責任者養成講習会（以下「養成講習会」という。）の課程

を修了した者

(5) 他県等において、(4)の養成講習会と同等以上の講習会を受講していると知事が認めた者

(養成講習会)

第6条 知事は、食品衛生責任者になろうとする者に対して養成講習会を開催する。

2 養成講習会における講習内容及び講習時間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公衆衛生学（疾病予防、環境衛生、労働衛生等） | 1時間 |
| (2) 衛生法規（食品衛生法、施設基準、管理運営基準、公衆衛生法規等） | 2時間 |
| (3) 食品衛生学（食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等） | 3時間 |
| | 計 6時間 |

3 知事は、養成講習会の実施を、適正かつ誠実に実施できる者に委託することができる。

4 養成講習会の実施者は、養成講習会の修了者に対し修了証書を交付するものとする。なお、養成講習会修了者から、修了証明書等の交付の依頼があった場合は、修了証明書等を交付することができる。

(実務講習会)

第7条 保健所長は、食品衛生責任者に対して、営業許可更新時における衛生講習会等、食品衛生に係る最新の知見等を修得させるために、地域の特性及び営業の業態に応じた継続的又は定期的な実務講習会を開催し、食品衛生の普及啓発を図るものとする。

2 実務講習会における講習内容及び講習時間は、次のとおりとする。

食品衛生に関する最新の知見（公衆衛生学、衛生法規、食品衛生学） 2時間程度

(社団法人岩手県食品衛生協会との連携)

第8条 保健所長は実務講習会の実施にあたって、社団法人岩手県食品衛生協会（以下、「食品衛生協会」という。）各支会と連携し開催するものとする。

2 営業者は、食品衛生責任者設置（変更）届について、食品衛生協会各支会を經由し保健所長へ提出することができる。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に設置されている食品衛生責任者については、第5条第3項に基づく食品衛生責任者設置（変更）届を行った者とみなす。